
中標津町部活動の在り方に関する方針

平成 31 年 2 月

中標津町教育委員会

目 次

■ 策定の趣旨等	1
I 適切な運営のための体制整備	1
1 部活動の方針の策定等	
2 指導・運営に係る体制の構築	
II 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
1 運動部活動の適切な指導の実施	
2 文化部活動の適切な指導の実施	
III 部活動の適切な休養日の設定	3
1 休養日と活動時間	
2 地域特性による特例	
3 高等学校段階における休養日及び活動時間の弾力的な設定	
IV 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	4
1 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	
2 地域との連携	
V 学校単位で参加する大会等の見直し	5
VI 部活動指導の充実に向けて	6
1 部活動の充実に向けた取組	
2 女子の指導に当たっての留意点	
3 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	
4 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	
5 家庭との連携を図る取組	
6 障がいのある生徒の部活動の充実	
■ おわりに	7

■策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々とふれあい、さまざまな体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。また、教師が、部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- こうした中、平成30年3月、スポーツ庁では「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。文化部活動に関しても、運営体制の整備や適切な休養日等の設定など、当面、国のガイドラインに準じた取り扱いをすることとされている。
- 北海道（以下「道」という。）でも、国のガイドラインに則り、広域性や気候など本道の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下、「道方針」という。）を策定した。
- そこで、教育委員会では国のガイドライン、道方針に則り、「中標津町部活動の在り方に関する方針」（以下「町方針」という。）を策定した。町方針では、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 町方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いにかかわらず該当することから、高等学校についても速やかに改革に取り組む必要があるが、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮する。

I 適切な運営のための体制整備

1 部活動の方針の策定等

- (1) 校長は、町方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。
- (2) 校長は、上記(1)の「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校のホームページの掲載等により公表する。
- (3) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(4) 校長は、上記(3)の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

2 指導・運営に係る体制の構築

(1) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

(2) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

(3) 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。

(4) 教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に監視、関係団体の協力を得ながら研修を行う。

(5) 道及び教育委員会は、部活動顧問を対象とする「指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと」の徹底、また、学校の管理職を対象とする「部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修」等の取組を行う。

(6) 道、教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

Ⅱ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1 運動部活動の適切な指導の実施

(1) 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(2) 運動部顧問は、次の点に留意して指導に当たる。

- ①スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- ②過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ③生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ④生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ⑤専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

2 文化部活動の適切な指導の実施

(1) 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(2) 文化部顧問は、次の点に留意指定指導に当たる。

- ①生徒の技能の向上や、生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図ること。
- ②生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

Ⅲ 部活動の適切な休養日の設定

1 休養日と活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）また、学校閉庁日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 5 日まで）も休養日とし、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- (2) 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連、高体連、高野連、高文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して 1 か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を実施する。
- (3) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取

ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (4) 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。休業日の活動時間は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連、高体連、高野連、高文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。
- (5) 高等学校段階においても、上記の基準に準じて休養日を設定する。

2 地域の特性による特例

地域の特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。

- (1) 休業日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。
- (2) 活動時間は、長くとも平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日が3時間程度となるように実施すること。

3 高等学校段階における休養日及び活動時間の弾力的な設定

高等学校段階においても、上記の基準を基本とするが、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや、生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること、生徒自身の興味関心に応じて生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと、スポーツや文化等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいる等の点に留意し、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスの取れた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

(1) 休養日の下限

学期中は、平日に週1日（年間52日以上）、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日及び年末年始（年間11日）を休養日とし、年間75日以上を休養日とする。（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

(2) 活動時間の上限

1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

IV 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

1 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- (1) 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。
- (2) 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を検討することとし、教育委員会及び校長は、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に関わる時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。
- なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

2 地域との連携等

- (1) 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという観点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- (2) 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。
- (3) 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

V 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催されるさまざまな大会、試合、コンクール等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請する。
- (2) 校長は、本方針の「Ⅲ 部活動の適切な休養日の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に実施されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会、試合、コンクール等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

VI 部活動指導の充実に向けて

1 部活動の充実に向けた取組

教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

2 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

3 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- (1) 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- (2) 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行って許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

4 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等がさまざまであること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- (1) 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

5 家庭との連携を図る取組

校長は、部活動参観として、保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

6 障がいのある生徒の部活動の充実

学校の設置者は、障がいのある生徒が大会に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。

校長は、部活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう

努める。

■おわりに

町方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、教育委員会は、部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。